

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 4 の第15号

監 査 の 対 象：令和3年度監査委員監査 校園文書等通送に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通知を受けた日：令和6年1月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 マニュアルの整備について改善を求めたもの 教育委員会事務局教務部教職員人事担当（以下「人事担当」という。）・学校業務サービスセンター（以下「SC」という。）ともに、校園文書等通送の取扱いについて（令和3年8月2日時点）基づき校園文書等通送の適切な運用に努めているが、校園文書等通送に関する事務の主たるものが、SCにおける仕分けや委託業者との引受け及び引渡しなどが中心の作業であることから、業務を可視化した校園文書等通送に関する事務全体の業務フロー図やSCにおける業務手順書などは作成していなかった。 また、教育委員会事務局によれば、校園文書等通送に関して疑義が生じた場合には、人事担当が判断することであったが、仕分け作業などを行うSCの職員がとるべき具体的な対応について明文化されたものもなかった。 【指摘事項1】 教育委員会事務局は、SCでの安定的な業務執行のためにも、各手順を確認できるよう校園文書等通送に関する事務全体の業務フロー図やSCにおける業務手順書なども作成されたい。	今回の指摘を受け、校園文書等通送に関する事務全体の業務フロー図及びSCにおける業務手順書を作成し、担当職員へ共有した。 このたび作成した業務フロー図や業務手順書について、今後とも適宜見直しを図るとともに、職員の異動の際は適切に引継ぎが行われるよう対応することにより、SCの安定的な業務執行に努めてまいりたい。	措置済	令和4年3月16日
2	2 意思決定に関する決裁処理の運用については是正を求めたもの 教育委員会事務局は、校園文書等通送の取扱いについて（令和3年8月2日時点）において、令和3年8月より学校園等や本市関係部局以外の本市関係団体（以下「関係団体」という。）が通送便を利用する際には、学校教育活動と密接に関わるもの等であることを確認するため、関係団体を所管する本市関係部局から依頼書を提出させ、通送便の利用の可否について人事担当で判断すると定めている。 教育委員会事務局によれば、收受した依頼書については、関係団体を所管する本市関係部局における確認を経て依頼書が提出されていることや、これまで通送便を利用してきた関係団体の文書等であるとして、担当者が確認を行っていたとのことであるが、通送便の利用可否を判断する決裁処理は行われていなかった。 【指摘事項2】 教育委員会事務局は、関係団体の通送便の利用に関する依頼を受けた際には、個別に通送利用可否を判断する決裁処理の運用を徹底し、意思決定経過の共有を実現されたい。	関係団体を所管する本市関係部局からの依頼を受けた際の対応について、これまで担当者が依頼文の内容を確認していたが、今回の指摘を受け通送便の利用可否を判断する決裁処理を行うよう改めた。 今後は、個別に通送利用可否を判断する決裁処理の運用を徹底するとともに、組織としての意思決定経過の共有を図ってまいりたい。	措置済	令和4年2月21日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	3 校園文書等逓送業務のあり方や費用対効果について検証を求めたもの 学校園等を自動車で巡回し集配する業務は、平成22年度から事業者へ業務委託しており、現契約は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの長期継続契約となっている。 現契約についてどのような検証がなされたか確認したところ、次の事実が見受けられた。 ・ 民間委託へ移行する直前の平成21年度当時に他都市状況調査を実施して以降は他都市状況を把握していなかった。 ・ 校園文書等逓送業務のあり方や委託料の妥当性について検証した記録がなかった。 【指摘事項3】 教育委員会事務局は、逓送利用者に対して文書の電子化を更に促進するとともに、現事業のあり方を、他都市状況の調査や同種事業との比較なども含め、適時適切に検証されたい。	ネットワーク基盤の再構築に伴い、令和4年7月にOutlook等を活用して、更に文書の電子化が促進されるよう関係課への周知を行った。 現事業のあり方については、逓送業務を郵送料に置き換えた場合の試算や他都市の状況調査を行い、現在の学校園等間での自動車での集配業務委託方式での費用対効果について検証を行った結果、十分な費用対効果が認められた。 現事業について、今後も適時適切に検証を行うため、引継書に検証を適時実施することを記載し実施していく。	措置済	令和5年11月30日